

児童委員・主任児童委員について

- 「児童委員」は、市町村の区域に置かれ、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・援助等を行う。＜民生委員は、児童委員を兼ねる＞(児童福祉法第16条)
- 「主任児童委員」は、関係機関等と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助・協力を行う。

民生委員・児童委員

主任児童委員

活動内容

民生委員・児童委員の活動(民生委員法第14条及び児童福祉法第17条)

- ・ 地域の実情の把握
- ・ 地域での相談・援助活動
- ・ 行政事務への協力

【児童委員の活動事例】

- ・ 地域の児童、妊産婦、母子家庭等の状況を日頃から把握(家庭訪問・地域での情報収集等)
- ・ 支援が必要な児童等の相談に応じ、利用できるサービス等について助言

主任児童委員の活動(児童福祉法第17条)

- ・ 関係機関と区域担当の児童委員との連絡調整
- ・ 区域担当の児童委員の活動に対する援助・協力

【活動事例】

- ・ 児童相談所や保健所、学校等の関係機関と区域担当児童委員との連絡調整
- ・ 個別支援において区域担当児童委員が悩んだ際の支援

定数・委嘱者数

民生委員・児童委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町村の区域ごとに、都道府県知事が条例で定める(民生委員法第4条)

平成27年4月1日現在 定数 236,325人(主任児童委員を含む)
委嘱者数 232,109人(同上)
充足率 98.2%

厚生労働省が定める定数基準(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知)
(例)都市部は、220～440世帯ごとに民生委員・児童委員を配置
町村部は、70～200世帯ごとに民生委員・児童委員を配置

厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する(児童福祉法第16条第3項)

平成27年4月1日現在 定数 21,802人
委嘱者数 21,492人
充足率 98.5%

厚生労働省が定める定数基準(同左通知)
(例)市町村ごとの民生委員・児童委員の定数が39人以下の場合、2人を配置
市町村ごとの民生委員・児童委員の定数が40人以上の場合、3人を配置

任期

給与は支給しない。任期は3年(民生委員法第10条)＜直近の一斉改選は、平成25年12月1日＞
＜民生委員・児童委員1人当たり活動費、年59,000円(地方交付税措置)＞

年齢要件

民生委員・児童委員の選任(雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知)
75歳未満の者を選任するよう努める

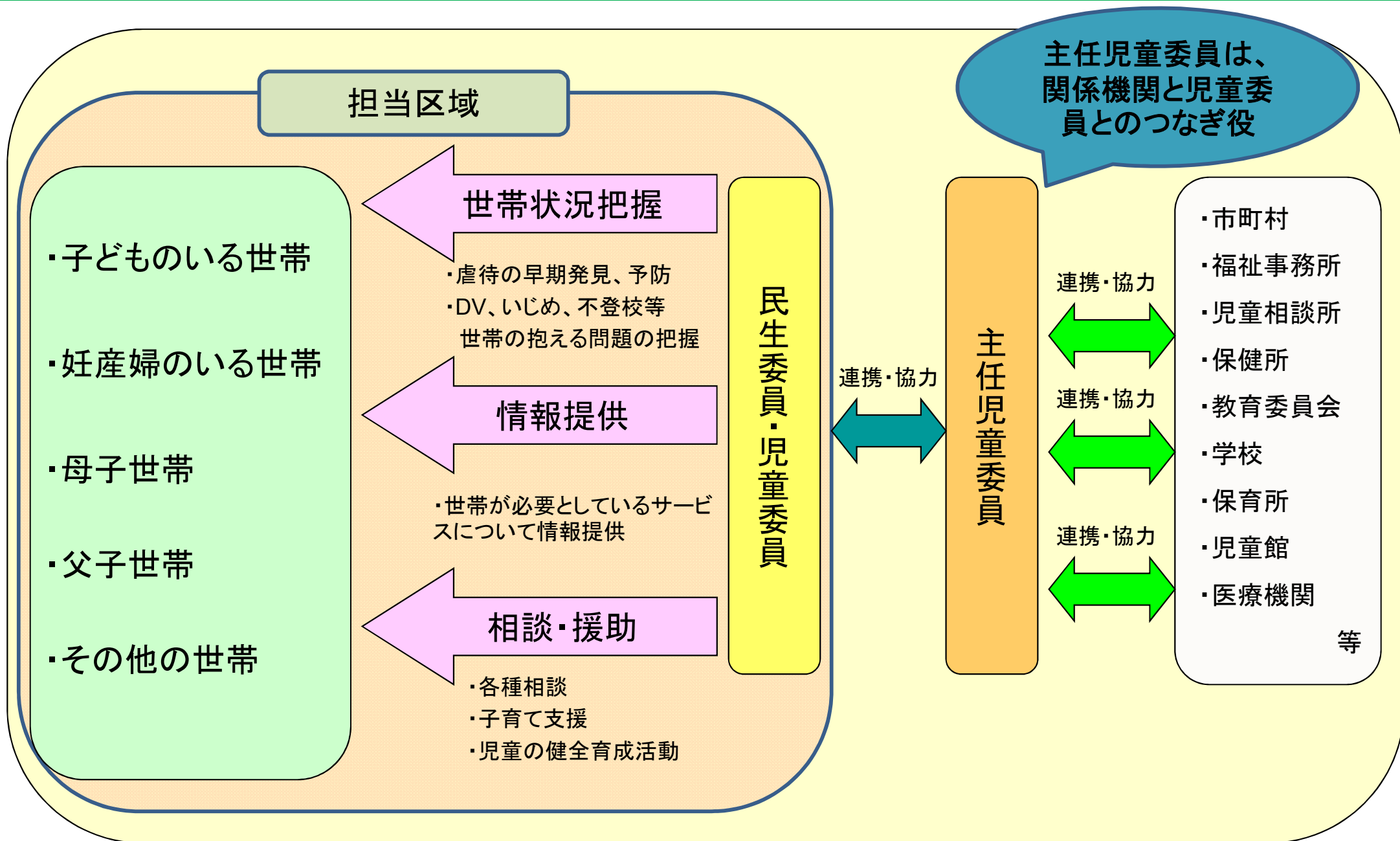
主任児童委員の選任(雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知)
55歳未満の者を選出するよう努める

選任

民生委員は、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱する(民生委員法第5条)

厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う(児童福祉法第16条第4項)

民生委員・児童委員、主任児童委員活動について



民生委員・児童委員について

【根拠法】 民生委員法(児童福祉法第16条により児童委員を兼務)

【定数】 236,325人(平成27年4月1日現在)

(※厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が市町村長の意見を聴いて条例で定める)

【現員数】 232,109人(平成27年4月1日現在)。**充足率:98.2%。**

【委嘱】 厚生労働大臣 任期は3年(平成25年12月1日に改選、**次回改選は平成28年12月1日**)

【職務に関する指揮監督】 都道府県知事(特別職の地方公務員とされている)

【報酬】 無報酬(活動費として、1人当たり年間59,000円を地方交付税措置)

民生委員の推薦基準(民生委員法第6条)

・民生委員の推薦に当たっては、市区町村議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

※ 上記規定の解釈として、社会・援護局長通達において、将来にわたって積極的な活動を行えるよう、75歳未満の者を選任するよう努めることとしつつ、併せて地域の実情に応じた弾力的な運用を可能な旨通知している。

民生委員法に規定される業務(民生委員法第14条)

- ① 住民の生活状況を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- ② 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ③ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- ④ 社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ⑤ 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- ⑥ 上記の職務のほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

主任児童委員について

【根拠法】 児童委員の中から主任児童委員を指名(児童福祉法第16条第3項)

- 平成6年、児童委員活動への期待が高まっていることを受け、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員制度を創設(設置の趣旨)
児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」を新たに設置し、従来の区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図る
- 平成13年、法定化(児童福祉法第16条第3項)
- 平成16年、主任児童委員のさらなる活用のため、主任児童委員が個別活動を行うことを妨げない旨入念規定(児童福祉法第17条第2項)

【定 数】 21, 802人(平成27年4月1日現在)

【現員数】 21, 492人(平成27年4月1日現在)。**充足率:98.5%。**

主任児童委員の推薦基準(雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知)

・主任児童委員に指名されるべきものは、児童福祉に関する理解と熱意を有し、また、専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。

児童福祉法に規定される業務(児童福祉法第17条)

- ① 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- ② 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他の福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- ③ 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ④ 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- ⑤ 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- ⑥ 上記に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- ⑦ 主任児童委員は、上記に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- ⑧ 前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- ⑨ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

児童委員、主任児童委員の役割(1)

主任児童委員の活動

主任児童委員に期待される活動は、児童委員活動をより一層推進するため、主に①子育て支援活動、②児童健全育成活動、③個別支援活動の分野で区域を担当する児童委員と連携・協力して活動に取り組み、さらに学校や児童家庭支援センター等との関係機関と連携を図りつつ、子供が安心して豊かに暮らせる地域づくりをめざした活動を充実させていくこと。

1 学校等と家庭の間にある地域社会の見守り役

- ・虐待など、地域に潜在した情報が集まる存在(住民同士の「お隣目線」の関係)
- ・孤立した家庭に地域住民と関わるきっかけを創出する役割

(例) 乳児家庭全戸訪問事業の訪問活動、子育てサロンへのつなぎ 等

- ・地域の中で子育てに悩む保護者や家庭を関係機関に繋ぎ、育児負担等を軽減

(例) 乳児家庭全戸訪問事業の訪問活動、子育てサロンへのつなぎ 等

《「広げよう地域に根ざした思いやり」行動宣言(1)》

→ 子育て家庭を応援する地域づくりを進め、子育ての孤立や育児不安の抱え込みの防止に努めます。

児童委員、主任児童委員の役割 (2)

2 関係機関や専門職への橋渡し役

- ・ DVや虐待などの緊急性が高く児童委員が対応に窮する事案は専門機関に対応を委ね、児童委員は家庭周辺の観察等に協力し、虐待や子育て不安からくるSOSのサインを見逃さないよう、地域に潜在する情報にアンテナを立てる。

3 関係機関、専門職等との連携

- ・ 学校と地域が一体となって、子どもの様子の変化や家庭を巡る状況を把握
- ・ 学校だけでは抱えきれない問題は、スクールソーシャルワーカーや養護教員等と連携し、効果的な支援を行う。
- ・ 関係機関、専門職と協働して、課題を解決